

### 7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

### 本年度の「敬老会」中止について

例年9月に開催している敬老会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年度は中止します。参加者の健康と安全を第一に検討した結果、高齢者が一堂に会するイベントは感染リスク・感染拡大の危険性が高く、開催は困難であると判断しました。大変残念ではありますが、ご理解をお願いいたします。

### 若者会議委員を募集します

町では若者の感性や発想をまっちぐりに活かしていくため、若者会議委員を募集します。まっちぐりを盛り上げてくれる若者をお待ちしています。

#### ■会議内容

▽町の実施する事業に関する意見交換

▽まっちぐりや地域振興に関する意見交換

#### ■応募資格

おおむね20歳から45歳の町民で、まっちぐりに関心、意欲がある人

■募集人数：12人

誰もが安全に安心して暮らせるよう、地域の連帯や家族の絆を深め、明るい環境づくりに努めましょう。

#### ■問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562

#### ■お問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

#### ■申込方法

7月15日(水)までに、まっちぐり推進課へ応募用紙を提出してください。

応募用紙は、まっちぐり推進課で配付するほか、町ホームページからダウンロードして使用できます。

#### ■問い合わせ先

まっちぐり推進課 ☎46-5578



### 育英資金貸付(2次募集)のお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、町では育英資金貸付の2次募集をします。

#### ■出願資格

▽高校以上に在学し、保護者または本人が町内に居住している者

▽学業意欲が高く、経済的な理由により修学が困難な者

▽連帯保証人を2人(保護者及び保護者以外の者を立てられる者)

#### ■受付期間

7月1日(水)～7月27日(月)

#### ■提出書類

▽育英資金貸付願書(現在の学部・学科を志望した理由、将来の目標などについて作文したものを添付してください)

※6月26日より役場3階の教育委員会窓口および町ホームページから取得できます。

### おでかけ「i-サポ」一関会場の出張開設

会員登録制により、1対1の出会いの機会づくりを支援している、いきいき岩手結婚サポートセンターのスタッフが出張して、会員登録、お相手検索などを行う、おでかけ「i-サポ」を一関市で開設します。

#### ■開催日

7月11日(土)、7月19日(日) 8月8日(土)、8月23日(日)、以降は毎月2回開催予定。

#### ■場所

一関市民センターなのはなプラザ4階

#### ■時間

正午から午後3時まで

#### ■予約受付

i-サポ奥州へ事前に電話予約をしてください。

#### ■問い合わせ先

▽i-サポ奥州 ☎0197-34-1188

### カーポートの景観条例に関する審査基準運用の変更

景観条例の施行から10年が経過し、要望が多かったカーポートについて、審査基準の運用を変更しました。地域によって基準が異なりますので、詳しくは建設水道課の景観担当までお問い合わせください。

■問い合わせ先  
建設水道課 ☎46-5569

### 「中学生」も医療費助成事業の「現物給付」対象となります

現在の医療費助成事業では、小学生までの児童と妊産婦が現物給付の対象です。

令和2年8月診療分から中学生も現物給付の対象となり窓口での負担が無くなります。

ただし、自費診療分、入院時の食事代、予防接種、ベッド代などの保険外診療や一部の医療機関を除きます。

▽通院、入院、調剤にかかる保険内診療に限り医療機関での支払いがなくなります。

▽医療機関には、受給者証と保険証の2点を出してください。給付申請書の提出は不要になります。

▽新しい受給者証は8月の受給者証更新に併せてお送りします。

#### ■注意事項

窓口で医療費を支払った場合は、給付申請書と領収書を添えて町民福祉課の窓口へ提出してください。2カ月後の月末に指定口座へ助成金として振り込みます。

#### ■問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562



### 「第1回平泉町総合教育会議」を開催します

■日時：7月21日(火)午後1時30分

■場所：役場2階201会議室

#### ■議題

コミュニティスクール(学校運営協議会制度)について

#### ■注意事項

会議の傍聴を希望する人は、会議当日の開始15分前までに、備え付けの受付簿に必要な事項を記入してください。

#### ■問い合わせ先

教育委員会事務局 ☎46-5576

### 計量器の定期検査を受けましょう

計量法により、「取引」や「証明」に使用するばかりを検査し、正確な計量器を安心して使用するために定期検査を実施します。

次の「検査対象のほかり」をお持ちの方は検査期間中に必ず受検してください。

#### ■検査対象のほかり

▽商店で使用する取引用のはかり  
▽行商や市場、庭先取引に使用するほかり  
▽学校や幼稚園、保育所、病院などで体重測定に使用するほかり  
▽農協などで使用するほかり  
▽薬局などで薬の調剤に使用するほかり  
▽運送や倉庫業などで使用するほかり

▽その他、業務上取引や証明行為に使用するほかり

### 防災行政無線の伝搬調査を実施します

町では、現在使用している防災行政無線のアナログ方式無線が令和4年11月末で使用できなくなることから、来年度においてデジタル方式無線への移行を予定しています。

移行に伴い、電波の状況を確認するため、下記のとおり伝搬調査を実施します。

#### ■調査期間

7月6日(月)～17日(金)

#### ■その他

調査員は身分証を携帯し、町の腕章を着用しています。

#### ■問い合わせ先

総務課 ☎46-5540



体重測定に使用するほかり